

構造改革特別区域基本方針の一部変更についてのポイント

平成17年2月25日

内閣官房 構造改革特区推進室

【変更のポイント】

- 1 規制改革の提案を実現するための方針の拡充
- 2 規制改革の提案募集のスケジュールを規定
- 3 構造改革特別区域計画の認定申請のスケジュールを規定
- 4 その他所要の変更

【具体的内容】

- 1 規制改革の提案を実現するための方針の拡充
規制を所管する省庁は、提案を対応不可とする場合、理由を明示するとともに、代替措置により実現可能とならないか併せて検討することとする。
- 2 規制改革の提案募集のスケジュール
平成17年度においては、2回の提案募集を行うこととし、
第1回目は、6月を目途に実施。
第2回目は、別途内閣官房が定めることとする。（具体のスケジュールは別途内閣官房が定める）
- 3 構造改革特別区域計画の認定申請のスケジュール
平成17年度においては、3回の認定申請を受け付けることとし、
第1回目は5月、
第2回目は9月、
第3回目は1月
を目途に実施。（具体のスケジュールは別途内閣府が定める）
- 4 その他所要の変更
平成16年度の経過措置の削除、骨太の方針2004の決定に伴う変更、規制の特例措置が全国展開された場合の手続き等について、所要の改正。